



# 南のかぜだより

\*\*\* 第11号 \*\*\*  
2020年 夏号  
発行 特定非営利活動法人  
ソーシャルネット南のかぜ

皆様におかれましても大変なご苦勞をされておられることと案じております。

南のかぜでは、緊急事態宣言中、事務局体制は月・水・金とし、事務所来所についても事前予約をお願いしていました。現在は、おかげさまで zoom 会議やアクリル板等活用した感染予防を行い、ウィズコロナ体制のもと通常営業をさせていただいております。

さて、台風 19 号の為に延期し、3 月 14 日に開催予定されていた赤沼弁護士による「成年後見制度利用促進法で何が変わるのか」の講演会も、感染拡大防止のためやむなく中止とさせて頂きました。その折は大変ご迷惑をおかけいたしました。皆様より再演のご要望を頂



ているところでございますが、当面は、開催を見送る予定です。今後も、後見実務に携わる法人として常に最新の情報発信につとめていきたいと思います。このような状況の中ではありますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康をお祈り申し上げます。私共で何かお役に立てることがございましたら、遠慮なくお申しつけ下さい。(大輪典子)

## 第 7 回 2020 年定期総会報告

今年の定期総会は新型コロナウイルス感染防止対策のため、書面評決での総会となりました。提出議案全てが承認され、新理事に原星子・小川弘子が選任されました。

### 【2019 年度事業報告】

法人理念である地域に生きる誰もが「生きてて良かった」と思える地域づくり実現のため、地域の方々や支援機関の皆様との連携を図りつつ権利擁護に関する相談援助事業や啓発活動等、多くの企画を立案・実施してきました。残念な事に、中止を余儀なくされた企画もありましたが、多くの地域の方々に参加いただき、活動成果を上げてまいりました。

### 【2020 年度事業目標】

2020 年度は次の 5 つの事業方針を定め、法人後見活動により権利擁護を実践し、支え合いの輪を広げ地域づくりに貢献していきます。

- 1) 地域連携を通じ、一人一人に合ったきめ細やかな支援の実現をはかる
- 2) 成年後見制度利用の地域需要に対し地域内供給体制を支える事に貢献する
- 3) 利用者がメリットを感じられる成年後見制度の運営と支援者の人材育成に取り組む
- 4) 法人の財政安定化を図り信頼を深めるため、会員の増強、法人の実践活動の発信に努める
- 5) 「わたしの物語をつむぐノート」・「意思決定支援」をテーマとした研修会や講演を開催する

## コロナ禍のものと 精神福祉サービス

新型コロナウイルスの感染は、1月に始まり4月7日に緊急事態宣言が出され5月25日に全面解除となりましたが、その後、再び感染者数が増えています。感染防止策は、第一に人との接触を減らす事ですが、これは要介護高齢者や障がい者にとつて、生活そのものを成り立たせる根幹が立ち行かなくなる痛手です。

私は今、精神障がい分野で活動をしています。発病し発病以前の人や社会とのつながりの多くを失った方が、医療により病気から少しずつ回復していき、同時に福祉によって人や社会とつながる事で社会的な回復を目指します。その社会とのつながりをもう一度創る部分、今、大きく制限されています。

**行政手続き**の面では、市の福祉サービスの区分認定が一年延長可能となっています。(新規申請と区分変更が必要な場合は、従来通り) **精神障害者保健福祉手帳**は、有効期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日の方のうち、更新時に医師の診断書が必要な場合(年

金証書による更新は通常通り)は、一年は当該診断書の提出が猶予されます。 **自立支援医療(精神通院)**は、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に満了する方は、現在の有効期限が1年延長されます。

**福祉サービスの計画相談**は、緊急事態宣言下では電話での面接が可能とされ、計画案に本人のサインが無くても市役所に提出が可能でした。(以上の手続きに關しては具体的には必ず市区町村窓口を確認の上で行ってください。)単に手続きであつても本人にとつては、大切な社会と接する機会です。接触機会を減らすことが出来ると事は減らすとして、福祉サービスそのものは人との接触が不可欠です。

非常に難しい状況の中で、支援者はいろいろに工夫し対応しています。緊急事態宣言中は、多くの**入院・入所施設**は面会を禁止という対応をとりました。オンラインでの面会も試みられるようになっていきます。宣言解除後は、場所や時間を制限しての面会という形がとられているようです。

**グループホーム(共同生活援助)**も、入居者の通所がままならなかったり、食事会の形を変更するなど、大きな影響を受けています。

**通所サービス**は、緊急事態宣言中は、閉所したところ、閉所し訪問に代えたところ、開所しても時間を短く2部制にするなど参加人数を制限したところからは、ほとんど開所されたものの、開所時間の制限、利用時間・人数の制限、内容の変更は続いています。

**訪問系のサービス**では、継続してサービスが提供されていたようですが、一部の利用者は、感染恐怖からサービスを断るという事があつたようです。散歩などの外出支援の際に、今まで喫茶店で小休止してお茶を飲んでいたのでやめるなど、内容を変更するようなこともありました。

私の勤務している相談支援事業所では、少なくない人が調子を崩し、入院される方も居ました。これからも予断を許さない状況ですが、感染予防という事と社会とのつながりを継続する事をなんとか両立させる必要があります。私は、まず周りの人を濃厚接触者にならない、自分が人の濃厚接触者にならない様にふるまおうと考えています。また、オンラインや電話などの手段をとったり、フェイスシールドやマスク、シートに隔てられたり、換気のために防音が犠牲になつたりする面

接環境のなかで、いかに対象者と自分との関係を創り維持するか。言葉のひとつひとつを大切にしていきたいと思えます。結局は基本だと気づきました。(田村篤子)

## コロナ禍のものと 介護保険サービス

新型コロナウイルスの感染拡大により、重症化リスクの高い要介護高齢者をめぐって、現場での対応の緊張度は依然として増したままです。

通所サービス事業所の休業が拡大し、通所できなくなった利用者の病状悪化、認知症進行、身体機能低下や、家族の負担増での虐待リスクが高まっています。代替として期待される訪問介護サービスもヘルパー不足で限界に近い状況です。元々両方とも慢性的な人手不足の業界、補充職員の雇用や、現職員への休業補償、マスク、ガウン、消毒液など衛生材料等の経費も増えた上に、感染不安から利用者側の利用控えが続き、経営は深刻な打撃を受けています。

厚生労働省はこれまでも自然災害の被災地の事業所などに様々な特例を認めてきていますが、コロナ禍での介護事業

所の感染リスクと人手不足、経営悪化に対し、臨時的に人員基準の緩和や報酬の算定要件の拡大等の柔軟な取扱いを可能としています。

**訪問介護**では、訪問時間短縮の工夫により生活援助のサービス提供が20分未満となつた場合も45分の算定が可能、人員確保が困難な場合、無資格の職員でも相応の経験がある人なら訪問介護員として従事可能、特定事業所加算算定要件である定期的な会議の開催等は対面が困難なら、電話、文書、メール、テレビ会議等の活用も可能(**居宅介護支援や福祉用具貸与**のモニタリングなどでも同様の措置)とされています。

**通所介護**では、利用者宅を訪問しサービスを提供した場合はその提供時間に応じて報酬の算定が可能、サービスを短時間で提供しても、「2時間以上3時間未満」の算定可能、事業所休業の際に代替場所として公民館等を利用した際も算定可能、人員基準を満たせない場合でも減算しないなどとなり、さらに6月からは毎月一定の回数に限り、実際にサービスを提供した時間の報酬より2区分上位の報酬を算定可能という特例が導入されました。対象は感染防止対策をとっている全ての事業所です。通所介護が



居宅介護支援かどちらかで、利用者サービス提供前に説明し同意を得るのが望ましいが、報酬請求前までに同意を得ていけば問題ないとしています  
**(通所リハやショートステイも同様)**。この特例について、利用者は利用していないサービス分まで自己負担させられる、区分支給限度基準額内でサービスの利用回数を減らさざるを得なくなる、同意する人・しない人で不公平が生じるなど、批判の声が上がっています。

### 高齢者施設では、感染経路の

遮断の観点から、利用者と家族等との「面会」について、緊急やむを得ない場合を除き原則禁止(Webは可)とされたままです。面会は入所者の生活意欲やQOLの維持・向上に影響します。後見人等は本人が施設で日常をどう過ごし、心身の状況や本人らしい生活がおくれているかなどを知る身上保護の責務を負っています。オンライン面会でも表情や雰囲気、周囲の環境を観察しています。

現実には各地の施設等で集団感染が発生しており、最前線では必死に頑張っている職員の危機感と緊張感は相当なものです。この厳しい状況下でも「三密」に配慮し、ガラス越しの面会など、できる限りの対応をしている施設もあり、感謝の言葉

を伝えるとともに、外部と遮断されているこの時期だからこそ双方の情報交換をしたいと思えます。「南のかげ」の社会福祉士は面会禁止だから訪問しないではなく、感染予防の工夫を学び、対面が困難でも、電話、ZOOM、LINE、メール、手紙、差し入れ等、できる方法で本人のエンパワメントを実践しています。PCR検査などの早期の導入が待たれるとともに、新しい介護・福祉のあり方に向けた、私たちの試行錯誤が続きます。

(原星子)



### 新会員の紹介

#### 市川悦子さん

私は障がい者の入所施設や児童相談所で働いてきました。が、定年退職したら後見人をやりたいと思っていました。それは、仕事の中がかかわってきた障がい者の方や子供達が地域で暮らしていきたい思いがあっても、親族の反対や

地域の支えを得られず実現できない事があり、本人の思いや意向を第一に考える人の必要性を感じていたので。そして、後見人を目指す中で「南のかげ」の活動を知りました。私も高齢者の一人です。地域で共に支えあい安心して暮らしていく為に「南のかげ」の活動に共感し参加しました。今後ともよろしくお願い致します。

#### 早田久子さん

このたび稲城市役所の西隣に「稲城の里法律事務所」を開業しました弁護士早田(そうだ)久子と申します。この春までは裁判官として務め、任地を転々としてきましたが、もともとは稲城六小&一中卒の「いなぎっ子」。事務所名も「稲城繁盛節」から頂きました。

家裁勤務時代に、成年後見制度を支える多くの職種の皆さんが日々悩みながらも精力的に活動している姿を目にし、感服していました。まだまだ現場を知らない駆け出しですが、社会に不可欠なこの制度の一翼を担う存在となれるよう、先輩方のご指導を仰ぎながら、学んでいきたいです。

## ホットひと息 お金の話 社会福祉士・社労士・ファイナンシャルプランナー (音川敏枝)

### 法定相続情報証明制度(平成29年5月29日開始)

#### ～相続手続きをより速く！より便利に！

「法定相続情報証明制度」は、相続手続きのシンプル化を目的とした制度です。制度の新設で、相続財産である預貯金・有価証券・不動産・車等各種相続手続きに「戸籍謄本の束」を何度も出し直す必要がなくなります。手続き先が複数ある場合オススメです。手続きが同時に可能で時間の短縮となります。

制度成立の背景に、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増え、所有者不明土地や空き家問題の一因があり相続登記を促進する意図があります。

#### 1. 申出できるのは

- ①相続人又は法定代理人、民法上の親族、資格代理人(弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士及び行政書士)
- ②申出登記所は、被相続人の本籍地・被相続人の最終住所地・申出人の住所地、被相続人名義の不動産の所在地等を管轄する登記所

2. 手続きは、被相続人が生まれてから亡くなるまでの①戸除籍謄本等を収集後②「法定相続情報一覧図」を作成し申出書に①②を添付して法務局へ申出ます。

3. 保管期間、2-②を登記官が確認、保管期間の5年間は一覧図の再交付が可能です。「認証文付き法定相続情報一覧図」の交付と戸除籍謄本など返却されます。費用は無料です。

4. ただし、被相続人や相続人が日本国籍を有しない等戸除籍謄抄本を添付できない場合利用不可となります。

※個々の状況で必要書類等は異なるので提出先の各機関に問い合わせが必要です。

## 5つの生活場面の26の権利と責任

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人に関する権利 (Personal Right)、日常生活に関する権利 (Living Arrangement)、健康に関する権利 (Health Care)、生活力の向上に関する権利 (Work & Habilitation) 安全な環境に関する権利 (Safe Environment) の5つです。

### 第10番目は、日常生活に関する権利のHEALTHY DIET (健康的な食事)に関する権利です。

権利: To have a healthy, balanced diet

権利として、「健康的でバランスのとれた食事をすることができる」とあげられています。

責任として: ①To eat foods that you like and that are good for you 好きな食べ物を食べるために

②To help plan meals 食事の計画の支援をする

③To follow the diet that your doctor says is good for you 医者の良いという食事療法に従う

憲法 25 条で「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を挙げています。1957 年の「朝日訴訟」は国民の生存権の保障を巡っての行政訴訟です。当時の療養所の患者食は、「健康的でバランスのとれた食事」には程遠い内容のようでした。近年は、居場所作りやバランスのとれた食事を提供するために、子ども食堂の運営や高齢者などへの炊き出しなどの支援があります。

高齢者になるといろいろな病気があり食事療法が必要な場合があります。高齢者は、こんなに長生きしたのだから、「今更、いいよ」と言うケースを多く経験しました。甘い物大好きなカロリー制限のある車イスの A さんに、食べたものを毎日ノートに書いてもらいました。ある時、介護職から、A さんが饅頭 2 個を購入したという情報があり、次の日ノートを見せてもらったら、饅頭 2 個と書いてありました。饅頭 1 個なら可なののに 2 個を食べたことを正直に書いてありました。それを見た時、A さんとの信頼関係ができ、この食事支援はうまくいくと確信しました。夕飯のご飯を半分、それとも晩酌を無しのどちらにするか一緒に考えました。その後、カロリー制限のコントロールがうまくできました。食事制限があっても、好きな食べ物を健康でバランスのとれた食事になるように一緒に考えることが求められています。施設などには専門職が配置されていますが、在宅では、医療保険の在宅患者訪問栄養指導、介護保険の管理栄養士による居宅療養管理指導などのサービスを医師の指示により利用することができます。(大井桂子)

### 「成年後見制度の基礎」を学びませんか！

認知症になっても、障がいがあっても、尊厳をもって生きることができる権利を擁護する様々な仕組みや制度があります。この講座では、制度の概論を学びます。全 3 回の連続講座です。

日時: 8 月 24 日 (月)、31 日 (月)、9 月 7 日 (月) 10 時~12 時

場所: ソーシャルネット南のかぜ

定員: 2 名 (先着順、3 密を避けるため人数制限をします)

費用: 3,000 円 (3 回通して)

### 感染予防対策

- 定時換気
- 手洗い、うがい
- マスク着用
- ドア、パソコン、電話等の消毒
- 非接触体温計での体温チェック
- クリアーボード設置
- 講師のフェイスシールド着用



### 編集後記

2020 年の前半は新型コロナウイルス・各地での豪雨災害・経済の冷え込みと大変な年となってしまいました。

そのような中で「南のかぜ」第 11 号の発行となりました。Web 会議等々感染防止対策を行いながらの編集会議でした。アフターコロナはテレワーク主流の社会になるとか。人が直に会い、お互いに肌で相手を感じながら遊んだり話したりする機会は減るばかり・・・そんな社会で人の心は元気であることが果たしてできるのかしら? と考えてしまうのですが、老婆心でしょうか。コロナの言葉が人々から消えた世界になることを願っています。(小川弘子)

会員募集中です。 あなたも会員に！

わたしたちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員 <入会金> 個人 10,000 円 <年会費> 個人 12,000 円

賛助会員 <入会金> なし <年会費> 個人 3,000 円 団体 1 口 10,000 円

特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ

〒206-0802 東京都稲城市東長沼 2100-1 サングレイス 208

TEL/FAX : 042-379-8485

Mail : [minaminokaze@tritin.ne.jp](mailto:minaminokaze@tritin.ne.jp)

URL : <http://minaminokaze-social.net/>

営業時間 : 10 : 00~16 : 00 (土日祝日は除く)

